


2020年1月22日

特定非営利活動法人 消費者支援かながわ  
理事長 武井 共夫 殿

信金ギャランティ株式会社  


契約条項の修正についての申入れにかかる回答について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、貴法人より2019年12月23日付でいただきました「申入書」につきまして、以下のとおり回答させていただきます。

貴法人のご指摘のとおり、現在弊社が借主との間で締結しております「保証委託約款」第6条第1項第4号において、借主に相続の開始があったとき、求償権を事前に行使できる旨を規定しております。

また、横浜信用金庫が借主との間で締結しております「カードローン契約規定」第10条第1項第6号においてもまた、借主に相続の開始があったとき、当然に期限の利益を喪失する旨を規定しております。

以上のことから、お申し入れに従い本条項を削除する場合、横浜信用金庫と弊社の各条項を同時に削除すべきものと考えられるため、横浜信用金庫と協議のうえ対応いたします。

なお、弊社「保証委託約款」第6条第2項につきましては、現状求償権を事前に行使した実績はないことから、借主の利益等も踏まえ今後慎重に検討してまいります。

敬 具

